

**小規模事業者持続化補助金 <一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）>**  
**公募要領 第7版からの主な変更点**

※暫定版（第8版）から第9版への変更点はNo.1.3.17となっております。

No.	頁	公募要領 第9版（暫定版（第8版））	公募要領 第7版
1	<sup>1</sup>	第9版：令和8年1月23日	第7版：令和7年8月19日
2	<sup>1</sup>	小規模事業者持続化補助金 <一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）> 9次公募 公募要領	小規模事業者持続化補助金 <一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）> 8次公募 公募要領
3	<sup>1</sup>	令和8年1月 小規模事業者持続化補助金事務局 (商工会地区：株式会社ニュースベース) (商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター)	令和7年8月 小規模事業者持続化補助金事務局 (商工会地区：株式会社ニュースベース) (商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター)
4	<sup>4</sup>	事業概要   石川県能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）、に所在する、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）及び、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等が事業再建を図ることを目的とします。	事業概要   石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）及び、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等が事業再建を図ることを目的とします。

5	4	<p>○公募期間：公募要領公開：令和7年10月28日（火）      申請受付開始：令和8年 1月23日（金）      申請受付締切：令和8年 3月31日（火）〔郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00〕      支援機関確認書（様式3）発行の受付締切：令和8年3月23日（月）</p>	<p>○公募期間：公募要領公開：令和7年 7月29日（火）      申請受付開始：令和7年 8月19日（火）      申請受付締切：令和7年10月27日（月）〔郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00〕      支援機関確認書（様式3）発行の受付締切：令和7年10月17日（金）</p>
6	4	<p>※9次公募では、能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）において、令和6年能登半島地震等の直接被害を受けた事業者のみが対象となります。      ※小規模事業者持続化補助金&lt;災害支援枠&gt;の公募については9次公募を以て原則終了となります。</p>	<p>※間接被害については、7次公募をもって終了しました。      ※9次公募の期間については、8次公募受付締切以降に追ってご案内いたします。      ※9次公募では、能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）において、令和6年能登半島地震等の直接被害を受けた事業者のみ対象となる予定です。</p>
7	4	<p>▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。      【発行受付締切：令和8年3月23日】      ▶申請書類を提出します。      【申請受付締切：令和8年3月31日】      郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日 17:00</p>	<p>▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。      【発行受付締切：令和7年10月17日】      ▶申請書類を提出します。      【申請受付締切：令和7年10月27日】      郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日 17:00</p>
8	4	<p>▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。      【提出期限：令和9年4月21日】</p>	<p>▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。      【提出期限：令和8年11月4日】</p>
9	4	<p>※赤色の項目は補助事業者が実施し、白色の項目は補助金事務局が実施します。      ※見積書等の提出期限（令和9年4月21日）までに見積書等の提出がなされない場合は、採択取消とします。</p>	<p>※赤色の項目は補助事業者が実施し、白色の項目は補助金事務局が実施します。      ※見積書等の提出期限（令和8年11月4日）までに見積書等の提出がなされない場合は、採択取消とします。</p>
10	5	<p><b>1. 事業の目的</b>      令和6年能登半島地震による災害（令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第五号）により指定された特定非常災害）及び令和6年能登豪雨との関連性の高い災害（石川県が災害救助法施行令第1条第1項第4号により適用を決定した能登3市3町において令和6年9月21日から23日にかけて発生した災害）（以下「令和6年能登半島地震等」という。）により甚大な被害を受けた<b>地域（石川県能登3</b></p>	<p><b>1. 事業の目的</b>      令和6年能登半島地震による災害（令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第五号）により指定された特定非常災害）及び令和6年能登豪雨との関連性の高い災害（石川県が災害救助法施行令第1条第1項第4号により適用を決定した能登3市3町において令和6年9月21日から23日にかけて発生した災害）（以下「令和6年能登半島地震等」という。）により甚大な被害を受けた<b>地域4県（石川県、</b></p>

		市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。	富山県、福井県、新潟県）においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。
11	5	<b>2. 補助対象者</b> 石川県能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）に所在する、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等。	<b>2. 補助対象者</b> 石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等。
12	5	※9次公募では、能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）において、令和6年能登半島地震等の直接被害を受けた事業者のみが対象です。	※9次公募では、能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）において、令和6年能登半島地震等の直接被害を受けた事業者のみ対象となる予定です。
13	10	<u>(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること</u> 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業である必要があります。 (交付決定予定: 令和8年5月頃～事業実施期限: 令和9年5月21日までの期間) ※交付決定には、採択後、詳細な見積書が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね1か月程度かかる場合があります。（あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。）	<u>(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること</u> 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業である必要があります。 (交付決定予定: 令和7年12月頃～事業実施期限: 令和8年12月4日までの期間)
14	21	○交付決定日（※ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生、令和6年9月21日から23日の能登豪雨による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和9年5月21日）までに支払いと事業の遂行が完了したのみが補助金の対象となります。車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和9年5月21日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。	○交付決定日（※ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生、令和6年9月21日から23日の能登豪雨による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和8年12月4日）までに支払いと事業の遂行が完了したのみが補助金の対象となります。車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和8年12月4日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。
15	23	○講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等、図書等の資料購入費	○講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等

16	25	<p><u>(1) 受付開始及び締切</u></p> <p>○公募要領公開：令和7年10月28日（火）            ○申請受付開始：令和8年 1月23日（金）            ○申請受付締切：令和8年 3月31日（火）            [郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17：00]            (支援機関確認書（様式3）発行の受付締切 <b>令和8年3月23日（月）</b> )</p>	<p><u>(1) 受付開始及び締切</u></p> <p>○公募要領公開：令和7年 7月29日（火）            ○申請受付開始：令和7年 8月19日（火）            ○申請受付締切：令和7年10月27日（月）            [郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17：00]            (支援機関確認書（様式3）発行の受付締切 <b>令和7年10月17日（金）</b> )</p>
17	26	<p>②電子申請の場合            申請先U R L            商工会地区：<a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWp3MAH">https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWp3MAH</a>            商工会議所地区：<a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW4SMAX">https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW4SMAX</a></p>	<p>②電子申請の場合            申請先U R L            商工会地区：<a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDUGBMA5">https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDUGBMA5</a>            商工会議所地区：<a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDUg2MAH">https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDUg2MAH</a></p>
18	27	<p><b>9. 補助事業実施期間等</b>            交付決定日（今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（<b>令和9年5月21日（金）</b>）までです。            上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後30日を経過する日、又は<b>令和9年6月10日（木）</b>（郵便：締切当日消印有効、電子申請：締切日17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。            提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。  <b>※交付決定には、採択後、詳細な見積書が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね1か月程度かかる場合があります。（あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。）</b></p>	<p><b>9. 補助事業実施期間等</b>            交付決定日（今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（<b>令和8年12月4日（金）</b>）までです。            上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後30日を経過する日、又は<b>令和8年12月14日（月）</b>（郵便：締切当日消印有効、電子申請：締切日17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。            提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。</p>
19	27	<p><u>(1) 採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）の提出が必要です。内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。なお、見積書の提出期限は<b>令和9年4月21日（水）</b>です。提出期限までに見積書等の提出がなさ</u></p>	<p><u>(1) 採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）の提出が必要です。内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。なお、見積書の提出期限は<b>令和8年11月4日（水）</b>です。提出期限までに見積書等の提出がなさ</u></p>

		れていな場合は、採択取消とします。
20	29	<p><u>(15) 補助事業により取得した機械装置等は、取得財産等管理台帳を含め、備品台帳等を作つて整備してください。また、機械装置等は、納品前（据付前）と納品後（据付後）の写真を撮つておいてください。他の機械装置等に組み込まれる場合は、その状況がわかるように写真を撮つておいてください。</u></p> <p>①購入物件ごとの納品前後の写真及び送付伝票の写真を撮る。</p> <p>②補助対象物件及び付属品に「小規模事業者持続化補助金 <b>一般型 災害支援枠</b>（令和6年能登半島地震等）による取得財産」の表示を行う（シール、マジック等）</p>

以上